

## 委託契約書(案)

発注者 青森県青森市長島一丁目1番1号  
青森県

受注者 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

上記当事者間において、次のとおり委託契約を締結した。

## (委託研究)

第1条 発注者は、次に掲げる研究（以下「委託研究」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

- (1) 委託研究名 ○○○○○○○○○○○○  
(2) 委託研究内容 別紙仕様書のとおり

## (履行期限)

第2条 受注者は、令和 年 月 日（ ）までに委託研究を完了しなければならない。

## (委託料)

第3条 委託料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。ただし、委託研究の実施に要した実支出額がこの額に満たなかった場合は、当該支出額をもって委託料とする。

## (契約保証金)

第4条 (A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者がこの契約を履行した後に還付するものとする。

第4条 (B) 契約保証金は、免除する。

## (権利の譲渡等の制限)

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## (再委託等の制限)

第6条 受注者は、委託研究の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

## (委託研究の内容の変更)

第7条 発注者は、契約締結後の事情の変化により必要があると認めるときは、受注者に対し、理由を明示して、委託研究の内容の全部若しくは一部を変更し、又は委託研究の全部若しくは一部の実施を延期若しくは中止するよう求めることができる。

(委託研究実施上の損害賠償)

- 第8条 委託研究の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。
- 2 委託研究の実施に当たり受注者が発注者又は第三者に与えた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

(進行状況報告)

- 第9条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者に対し、委託研究の実施状況（以下「実施状況」という。）について報告を求め、又は指示することができる。
- 2 発注者は、受注者から受けた実施状況の報告を、委託研究内容の評価に用いることができる。

(委託研究完了届及び委託研究実績報告)

- 第10条 受注者は、委託研究を完了したときは、委託研究完了届（第1号様式）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、委託研究完了の日から起算して10日を経過した日までに、委託研究実績報告書（第2号様式）を作成し、発注者に提出するものとする。

(現地調査等)

- 第11条 発注者は、実施状況の調査及び委託料の額の確定のため必要と認めるときは、受注者に対し報告させ、又は所属の職員に受注者の事務所、事業場等において、委託研究に関する帳簿類、証拠書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(委託料の額の確定)

- 第12条 発注者は、第10条第2項の規定により提出された委託研究実績報告書の内容の審査及び前条の規定による現地調査等により、委託料の額を確定し、これを受注者に通知するものとする。

(委託料の支払)

- 第13条 受注者は、前条の規定による通知を受けた後、支払請求書（第3号様式）により、発注者に委託料を請求するものとする。
- 2 受注者は、委託研究を遂行する上で、必要があるときは、前項の規定にかかわらず、当該委託研究の経費の請求を行うことができるものとし、発注者は、必要と認めるときは、これを支払うものとする。
- 3 発注者は、前二項の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者に対し委託料を支払うものとする。
- 4 発注者は前項に規定する支払期限日までに委託料を支払わないときは、支払期限日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未収額に年2.7%の割合で計算した金額を遅延利息として受注者に納付するものとする。
- 5 前項の遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(遅延利息)

- 第14条 受注者は、その責めに帰する理由により履行期限内に委託研究を完了しなかった場合は、当該履行期限の終了した日の翌日から完了した日までの日数に応じ、委託料につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。
- 2 前条第5項の規定は、前項の遅延利息の額の計算について準用する。

(過払金の返還)

- 第15条 受注者は、第13条第2項の規定により支払いを受けた委託料の額が、確定額を超えている場合は、発注者の指示に基づき、その超えた金額を発注者の指定する期日までに発注者に返還しなければならない。
- 2 発注者は受注者が前項の規定による返還額を所定の期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として受注者に請求することができる。
- 3 第13条第5項の規定は、前項の遅延利息の額の計算について準用する。

(契約の解除等)

- 第16条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除し又は変更することができる。契約の解除又は変更によって受注者に損害が生じても、発注者は一切の責任を負わないものとする。
- (1) 受注者が、その責めに帰する理由により委託研究を実施しなかったとき、又は委託研究を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 委託研究の実施状況が著しく不相当又は不誠実であると認められるとき。
- (3) その他受注者が、この契約に違反したとき。
- (4) 発注者が行う評価等により、委託料の減額又はこの契約の解除が必要であると発注者が判断したとき。

(契約の解除による委託料の返還)

- 第17条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において、既に委託料を支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。
- 2 発注者は、受注者が前項の規定による返還額を所定の期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として受注者に請求することができる。
- 3 第13条第5項の規定は、前項の遅延利息の額の計算について準用する。

(契約保証金の帰属)

- 第18条 (A) 発注者が、第16条の規定によりこの契約を解除した場合は、第4条の契約保証金は発注者に帰属するものとする。

(違約金)

- 第18条 (B) 発注者は、第16条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。
- 2 第13条第5項の規定は、前項の違約金の額の計算について準用する。

#### (損害賠償)

第19条 発注者は、第16条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

#### (財産の管理)

第20条 受注者は、委託研究の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）の所有権について、第12条の規定による委託料の額の確定後、発注者の指示に従って、発注者又は発注者の指定する者に移転しなければならない。ただし、委託料の額の確定前においても、発注者が必要とする取得財産については、発注者の指示に従って、発注者又は発注者の指定する者に移転させることができるものとする。

- 2 受注者は、取得財産を発注者又は発注者の指定する者に引き渡すまでの間、善良な管理者の注意をもって、当該取得財産を管理しなければならない。
- 3 受注者が取得財産を忘失又はき損したときは、その損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対してこの契約に定める履行期限の終了後、第1項の取得財産に係る委託研究を委託しようとするとき、その他必要があるときは、同項の規定にかかわらず、取得財産を引き続き受注者に管理させるものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 6 受注者は、前五項の規定にかかわらず、発注者の指示があったときは、その指示に従って、取得財産を処分することができる。
- 7 受注者は、取得財産について取得財産一覧表を備え、発注者から別に指示がある場合のほか、委託研究完了後、委託研究実績報告書に添付して提出するものとする。

#### (帳簿等の整備)

第21条 受注者は、委託研究に係る収支又は実施の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを事業完了日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

#### (成果の報告)

- 第22条 受注者は、第10条第1項に基づく委託研究完了届とともに、委託研究成果報告書10部及びそのデータを発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、委託研究に係る成果について、発注者の求めに応じて成果を発表するものとする。
  - 3 受注者は、委託研究に係る成果を論文等で発表する場合は、委託研究に基づく成果であることを明示するものとする。

#### (知的財産権の帰属)

第23条 発注者は、委託研究の成果に係る知的財産権について、次の各号に掲げる条件を付して受注者から譲り受けないものとする。

- (1) 受注者は、委託研究の成果に係る発明等を行ったときは、遅滞なく、その旨を発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、発注者又は発注者が指定する者から当該知的財産権を実施したい旨の通知が

あった場合には、当該知的財産権を実施する権利を発注者又は発注者が指定する者に許諾すること。

- (3) 受注者は、第三者に委託研究の成果に係る知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾をするときは、あらかじめ発注者の承認を受けること。
- (4) 受注者は、県内産業等へ委託研究の成果を還元する観点から、青森県内の企業や大学、研究機関等への知的財産権の実施許諾を積極的に行うこと。

（個人情報保護及び暴力団排除）

第24条 受注者は、この契約による事務を処理するに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）

第25条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森県知事 三村申吾

受注者 ○○○○○○○○○○○

委託契約書削除条項

(イ) 契約保証金を免除 した場合	実績免除の場合
	第4条(A)及び第18条(A)の条項並びに第19条中「又は契約保証金若しくは履行保証保険の保険金」を削除。
	履行保証保険による免除の場合
	第4条(A)及び第18条(A)の条項並びに第19条中「契約保証金若しくは」を削除。
(ロ) 契約保証金を徴し した場合	第4条(B)及び第18条(B)の条項並びに第19条中「前条の違約金又は」及び「若しくは履行保証保険の保険金」を削除。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

#### (取得の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従業者への周知)

第9 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (実地調査の受入れ)

第10 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

#### (事故発生時における報告)

第11 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

## 別記2

### 暴力団排除に係る特記事項

#### (総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

#### (暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

#### (不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(第1号様式)

委託研究完了届

令和 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

(受注者) 住 所  
名称及び  
代表者名

印

委託契約書第10条第1項に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 委託研究名
- 2 契約金額 金 円
- 3 契約年月日 令和 年 月 日
- 4 完了期限 令和 年 月 日
- 5 完了年月日 令和 年 月 日

<添付書類>

委託研究成果報告書10部(A4判)及び報告書データ一式(DVD-ROM等)

(第2号様式)

委託研究実績報告書

日 付

青森県知事 三村 申吾 殿

(受注者) 住 所  
名称及び  
代表者名

印

契約年月日：令和 年 月 日  
委託研究名：令和〇〇年度青森県量子科学センター委託研究「 」

上記委託研究について、委託契約書第10条第2項の規定に基づき下記の書類を添えて報告  
します。

記

1. 収支決算書（別紙イ）
2. 取得財産一覧表（別紙ロ）
3. 試作品一覧表（別紙ハ）

(注) 上記2.、3.については、該当しない場合は削除すること。

## 収 支 決 算 書

決算表

【総括表】

収支決算書 支出							
	合計	直接経費					間接経費
		物品費	人件費・謝金	旅費	その他	計	
契約額	円	円	円	円	円	円	円
決算額	円	円	円	円	円	円	円
委託料の 充当額	円	円	円	円	円	円	円

収支決算書 収入				
	合計	委託料の額	自己充当額	その他
契約額	円	円	円	円
決算額	円	円	円	円

※別途、上記の内訳が確認できる帳簿類を提出すること。

取得財産一覧表

機関名 ( )

大項目 (中項目)	品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

1. 取得財産の計上について  
製造又は取得した単位毎に計上する。ただし、設備備品に組み入れられたものであっても、単体でも使用できる備品については、一品毎に内訳として計上する。
2. 製造又は取得価格について  
据付費及び付帯経費は除く。

## 試作品一覧表

機関名 ( )

完成品名及び 構成品名	仕様	数量	単価	製造又は 取得価格	取得年月日	保管場所 (住所)	備考

(作成要領)

## 1. 試作品の計上について

複数の部品により一の財産を構成する場合には、完成品単位で記載し、その構成内訳を製造又は取得した単位毎に計上する。

## 2. 製造又は取得価格について

据付費及び付帯経費は除く。

(第3号様式)

支払請求書

日 付

青森県知事 三村 申吾 殿

(受注者) 住 所  
名称及び  
代表者名

印

契約年月日：令和 年 月 日

委託研究名：令和〇〇年度青森県量子科学センター委託研究「 」

上記委託研究について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額  
金 円

2 請求金額の内訳  
(精算払の場合)

(単位：円)

契約額	確定額①	概算金受領額②	差引請求額①-②

(概算払の場合)

(単位：円)

契約額	概算金受領額	今回請求額

3 振込先

金融機関名：

預金種類：普通預金・当座預金 口座番号：

口座名義：